

令和2年度福知山市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）

令和2年5月
福知山市財務部契約監理課

（マニュアルの適用）

第1条

令和2年度に福知山市が実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品において、統一的な運用を図るため、電子納品実施マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務等については、次のとおり読み替えるものとする。

- ・工事 → 設計等業務
- ・施工計画書 → 業務計画書
- ・完成図書 → 成果品

（電子納品のスケジュール）

第2条

電子納品は、既に国土交通省において策定された各電子納品要領（案）等及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。その場合、京都府を福知山市と読み替える。

その中で、福知山市での電子納品の運用上の課題を抽出し、今後の電子納品スケジュールについて見直しを図ることとする。さらに、試行を通じて、職員や受注者への普及・啓蒙を図ることとする。

なお、現時点での福知山市土木工事等の電子納品実施スケジュールは次に示すとおりである。

福知山市土木工事等の電子納品スケジュール （金額は契約金額とする）

		平成24年度～25年度	平成26年度	平成27年度～28年度	平成29年度	平成30年度～令和元年度	令和2年度	令和3年度
土木業務	成果品	一部試行 (250万円以上)	契約金額 250万円以上	全件試行	全件実施			
土木工事	工事写真	一部試行 (2,500万円以上)	契約金額 2,500万円以上	実施 (2,500万円以上)	実施 (2,500万円以上)			
	書類等	任意試行		試行 (2,500万円以上)			実施 (2,500万円以上)	試行 (1,000万円以上)
	その他 (図面)	任意試行						

※業務・工事とも、段階的に拡大を予定していますが、実施状況により試行を継続する場合があります。

(対象工事等)

第3条

- (1) 対象工事等は、前条に規定する電子納品実施スケジュールのとおりとする。
- (2) 試行とは、理由等により対象とする電子納品が実施できなくても契約の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品が実施できなければ契約は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)
- (3) 金額に係わらず受注者から電子納品を実施する申し出等があった場合は、任意試行として本マニュアルに準拠し、積極的に実施するものとする。

(入札時の条件等)

第4条

土木工事及び土木設計等業務の場合は、契約金額により電子納品の対象となることを、下記を参考に特記仕様書に記載することとする。

また、発注済みの工事及び業務を電子納品の対象とする場合は、同様の内容を協議し、実施すること。なお、対象工事において、電子納品が実施できない場合は、速やかに契約担当課に受注者名、工事名及び実施できない理由等を報告すること。

【工事特記仕様書】

(電子納品の実施及び試行)

- 1 契約金額 2,500 万円以上の工事については、本市におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）及び令和2年度福知山市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）に基づき実施しなければならない。その場合、京都府を福知山市と読み替える。
- 2 受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い、京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）または、福知山市が定めた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 3 電子納品の内容に応じて工事成績評定の加点評価対象とする。
なお、評価対象は以下のとおりとする。
 - ・契約金額 2,500 万円以上の工事における書類等
 - ・契約金額 1,000 万円以上 2,500 万円未満の工事における工事写真
 - ・契約金額 250 万円以上 2,500 万円未満の工事における工事写真、書類等
 - ・任意試行における図面
- 4 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。
また、完成図書は、電子媒体で1部、紙媒体で1部提出するものとする。

【設計等業務特記仕様書】

(電子納品の実施)

- 1 本業務については、本市におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品実施の対象業務であり、成果品の納品を国土交通省の各電子納品要領(案)、京都府電子納品ガイドライン(案)(平成28年4月)及び令和2年度福知山市土木工事等電子納品実施マニュアル(案)に基づき実施しなければならない。その場合、京都府を福知山市と読み替える。
- 2 受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と業務着手までに、その試行範囲等について事前協議を行い、京都府電子納品ガイドライン(案)(平成28年4月)または、福知山市が定めた事前協議チェックシートを提出しなければならない。
- 3 受注者は、電子納品が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、監督職員に実施できない理由を報告した上で電子納品実施の対象外とすることができる。
- 4 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。
また、成果品は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

(監督職員の役割)

第5条

- (1) 事前協議時に工事の基礎情報等を受注者に通知するとともに、事前協議チェックシートに基づく協議を実施すること。
- (2) 施工計画書において、電子納品の実施方法等の記載(事前協議チェックシートの添付でも良い)があるか確認すること。
- (3) 受注者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、受注者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- (4) 検査前までに、工事成果が事前協議に基づき実施されているか確認すること。
- (5) 電子媒体による検査の準備を行うこと。

(工事の完成図書)

第6条

- (1) 完成図書は、従来どおりの紙によるものに加え、電子媒体で納品されるが、要領等に基づいた写真管理ができ電子成果を納めることが可能であっても、当面の間、電子成果、紙媒体の工事写真帳、紙媒体の工事写真帳(概要版)をそれぞれ監督職員の指示により提出すること。
なお、電子化に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 完成図書は、工事の場合は電子媒体で1部、紙媒体で1部提出とし、設計業務等の場合は電子媒体で2部、紙媒体で特記仕様書に記載された部数を提出すること。
- (3) 打ち合わせ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについての押印欄は空白で良い。
検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。

(完成検査)

第7条

検査は、電子媒体で実施し、その後、紙媒体により従前どおりの検査を実施する。検査時は、仮成果により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督職員が、事前にウィルスチェック及び福知山市策定の令和2年度福知山市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。

なお、検査に必要な機材（パソコン、ディスプレイ等）は、原則、受注者が用意するものとする。

また、検査時のパソコン操作は、原則、受注者が行うこととする。

(評価)

第8条

(1) 工事における電子納品試行の評価は、工事成績評定において次のとおり取り扱うものとする。

主任監督員の考查項目の細則「創意工夫」において、次のとおり電子納品の内容に従い加点するものとする。

電子納品の各項目に応じて加点評価を行い（写真、書類等、図面）エラーなしで最大3点の加点、エラーありの場合は評価しない。（写真、書類等、図面を全て電子納品した場合は、最大3点の加点となる）

なお、電子納品以外に関することで評価対象がある場合においても、合計点が7点を超える場合、7点を最大とする。

表1 電子納品の試行評価（主任監督員）

電子納品の項目	評価
写真	1点
書類等※2	1点
図面※3	1点

※1 エラーとは、国土交通省「電子納品チェックシステム」及び福知山市土木工事等電子納品実施マニュアル（案）等に基づいているかチェックした結果とする。

※2 書類等とは施工計画書、工事打合せ簿等とする。

※3 図面の試行評価はDRAWINGF フォルダに格納された図面により行うこととする。なお、発注者が提供する図面がCAD 製図基準（案）等の形式になっていない場合はエラーなしとして取り扱うこととする。（詳細は、京都府電子納品ガイドラインによる）

(2) 電子納品実施対象の工事における必須の電子納品の項目（表1）及び設計業務等における電子納品の対応についての評価は行わないものとする。

(3) 電子納品実施対象の工事（設計業務等）において電子納品を実施しなかった場合は、当該工事（設計業務等）は不履行と判断する。（ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く）